

要 望 書

全国市議会議長会は、平成19年度政府予算及び施策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成18年8月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 国 松 誠
(藤沢市議会議長)

全国市議会議長会国会対策委員会
委員長 矢 沢 博 孝
(川崎市議会議長)

目 次

1 . 真の地方分権改革の確実な実現について	1
2 . 地方議会の権能強化等について.....	11
3 . 消防防災体制の充実強化について	13
4 . 過疎地域の自立促進について	14
5 . 市町村合併に対する支援の拡充について	15
6 . 基地関係予算の確保等について.....	17
7 . 治安対策の強化等について.....	19
8 . 北方領土返還について	21
9 . 青少年健全育成対策の充実強化について	23
10 . 人権救済制度の確立について	25
11 . 都市税源等の充実強化について.....	26
12 . 地方交付税の所要総額の確保について.....	31
13 . 国庫補助負担金の整理合理化について.....	34
14 . 地方債資金の所要額の確保等について.....	36
15 . 地方公営企業の経営健全化等について.....	39
16 . 文教施策について	40
17 . 国民健康保険制度等について	43
18 . 介護保険制度について	45
19 . 少子化対策等について	47
20 . 社会福祉施策について	50
21 . 地域医療保健施策について.....	52
22 . 雇用対策について	54

23 . 生活環境施策について	55
24 . 農林漁業振興対策について	58
25 . 食の安全及び消費者の信頼確保対策について	62
26 . 中小企業対策等について	64
27 . 資源エネルギー対策について	66
28 . 治山事業の実施について	68
29 . 自然災害対策の推進について	69
30 . 各種交通ネットワーク整備の推進について	72
31 . 都市基盤整備の推進について	75
32 . 観光立国の推進について	77

1 . 真の地方分権改革の確実な実現について

地方分権改革は、平成5年6月の衆議院・参議院における「地方分権の推進に関する決議」以来、「地方分権一括法」の施行に伴う、機関委任事務制度の廃止をはじめとする国から地方への権限移譲の実施や、「三位一体の改革」に伴う、国から地方への3兆円の税源移譲の実施など、中央集権の原理から地方自治・地方分権の原理へ転換する上で、ある程度の成果を挙げてきた。

しかしながら、「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲が実現したものの、多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の関与が残ったまま補助負担率が引き下げられるなど、地方の自由度拡大という点において不十分であり、地方分権改革は「未完の改革」にとどまっている。

全国市議会議長会をはじめとする地方六団体は、「地方分権に向けた改革に終わりはない」との共通認識の下、地方分権改革を国民運動として積極的に進めるため、地方税財政改革の具体的方策などの7つの提言を緊急に取りまとめ、去る6月7日、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、「地方分権の推進に関する意見書」を内閣及び衆議院・参議院へ提出したところである。

政府は、去る7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針2006）」を閣議決定したところであるが、今後の地方分権改革のあり方に関しては、平成6年以来12年ぶりに意見提出権を行使した地

方六団体の決意を汲んだ上で、真摯に対応すべきである。

よって、国におかれては、平成19年度以降の改革を真の地方分権改革として確実に実現するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言1】

「新地方分権推進法」の制定

～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言2】

「地方行財政会議」の設置

～「国と地方の協議の場」の法定化

1．第一期改革を踏まえ、平成19年度（2007年度）以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「（仮）新地方分権推進法」を制定する。

2．「（仮）新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「（仮）地方行財政会議」の設置等を定める。

（1）「（仮）地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の

代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

(2) 「(仮) 地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

国と地方の役割分担のあり方

国による関与・義務づけのあり方

地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方

地方税財政制度のあり方

地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策

等

3. 「(仮) 地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

4. 「(仮) 新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

2．分権改革の税財政面での具体的方策

【提言3】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

- 1．国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。
- 2．偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。
 - （1）消費税と地方消費税の割合を4：1から2．5：2．5にする。
 - （2）所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3％上乘せする。
- 3．地方税は地域偏在性が少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。
- 4．これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とする。

【提言 4】

「地方交付税」を「地方共有税」に ～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別 会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。
 - (1) 名称を以下のとおり変更する。

国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税
調整金」
 - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税
特別会計」に直接繰り入れる。
 - (3) 現在の財源不足（H18年度8.7兆円）を解消す
るため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げ
を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率
の変更も行う。
 - (4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の
法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法

に定める税率の変更も行う。

- (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
- (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
- (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【提言 5】

税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約 2 0 0 とし、地方の改革案を実現

- 1 . 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。
- 2 . 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止（一般財源化）する。

当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）する。

- 3．国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止（一般財源化）する。
- 4．国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。
- 5．国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言 6】

国と地方の関係の総点検による財政再建

- 1．国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。
 - (1) 国と地方の役割分担の明確化

- (2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小
- (3) 国と地方の二重行政の解消
- (4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小
(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)
- (5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止

2．自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

3．行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言 7】

財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

- 1．住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、
 - (1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。
 - (2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。
 - 外郭団体の情報公開の推進
 - 非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進
 - 定期的な財政状況の公表
 - (3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。
- 2．自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、
 - (1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。
 - (2) 住民負担を求める仕組みを導入する。

(3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。

但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。

3 . 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。

4 . 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

2 . 地方議会の権能強化等について

先般、第 28 次地方制度調査会がとりまとめた「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を基に地方自治法の一部が改正され地方議会制度の改善が図られた。

しかし、今後の分権型社会においては、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大し、二元代表制の下で地方議会が果たすべき役割はますます重要となることから、更なる地方議会の権能強化が必要である。

また、地方議会議員に係る選挙制度の改善も求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地方議会の権能強化

次期地方制度調査会において、引き続き「分権時代にふさわしい議会の権能強化」について調査・審議し、次の事項を実現すること。

- (1) 議長に議会招集権を付与すること。
- (2) 地方自治法第 9 6 条第 1 項に規定する議決事件については、その議決対象範囲を拡大すること。併せて、法定受託事務についても条例制定権が及ぶとされてい

ることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

- (3) 予算修正権の制約を緩和すること。
- (4) 首長に、決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の対応措置を義務付けること。
- (5) 市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務づけられているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。
- (6) 議会の議決を要する契約、財産の取得・処分に関する政令規定の区分を見直すとともに、金額及び面積を緩和すること。
- (7) 地方議会議員の法的な位置付けを、他の行政関係委員と区別し新たに「公選職」という分類に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

2. 公職選挙法の見直し

国会議員と地方議員の間に、選挙運動における法定ビラの作成の可・不可等の点で隔たりがあることから、公職選挙法を見直し是正すること。

3 . 消防防災体制の充実強化について

近年の社会環境の急速な変化に伴い、火災をはじめとする災害態様はいっそう複雑・多様化の傾向にあり、加えて、地震・風水害等の自然災害が大規模化している。

こうした災害に対応する消防防災行政は、市町村が責任をもって処理すべきものとされており、今後も広く住民の期待に応えるためには、消防防災体制の更なる充実強化が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 消防防災施設・設備に対する財政措置の充実

耐震性貯水槽、防火水槽及び緊急消防援助隊関係施設等の消防防災施設並びに消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、デジタル消防救急無線及びデジタル防災行政無線等の消防防災設備の充実を図るため、各地域の実情に応じて財政措置を充実強化すること。

2 . 消防広域化事業に対する財政措置の充実

消防組織法の一部改正に伴い広域化対象市町村が広域消防運営計画達成のため実施する事業に要する経費に対し、必要な財政措置を講ずること。

4 . 過疎地域の自立促進について

平成 12 年度より施行されている「過疎地域自立促進特別措置法」は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正という従来からの目的に加え、美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としており、過疎地域の新たな役割が期待されている。

しかしながら、過疎地域は人口減少と高齢化、地域の産業経済の停滞、財政難、生活基盤整備の遅れ等、依然として、多くの課題を抱える厳しい状態が続いている。

よって、国におかれては、過疎地域の自立を促進するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講ずること。

2 . 地方税財政改革に当たっての過疎地域への配慮

地方交付税改革など地方税財政改革の推進に当たっては、過疎地域の行財政運営に支障が生じないように十分配慮すること。

5 . 市町村合併に対する支援の拡充について

地方分権改革が国民の広範な共感・支持を得るためには、地方の自己改革が必要不可欠である。そのため、地方はこれまで自主的な市町村合併の推進に鋭意努力してきたところである。

しかしながら、各市町村は合併に至る過程及び合併後の行政運営等において、様々な問題を抱えており、支援措置の更なる充実が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 合併特例債制度の充実等

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の地方交付税算入率の引き上げを図ること。あわせて、合併に必要な新規・継続事業について幅広い活用等ができるよう適切な措置を講ずること。

また、合併市町村に対する普通交付税の算定の特例措置等に係る地方交付税の所要額を確保すること。

2 . 合併市町村補助金制度の改善

合併特例法の経過措置期間に合併した市町村に対する合併市町村補助金の交付期間を、平成 17 年 3 月末ま

でに合併した市町村と同様に3年間とすること。

3．合併新法に基づき合併する市町村に対する支援

合併新法に基づき合併する市町村に対しては、新市町村合併支援プランを拡充するなど、十分な支援措置を講ずること。

6 . 基地関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地所在市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地周辺住民は基地の所在に伴い、様々な障害による影響を多大に受けており、基地所在市町村は、より一層の基地対策を要求されている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 基地交付金・調整交付金の増額確保等

基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ増額措置を講ずるとともに、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

2 . 基地周辺対策事業の充実強化

障害防止事業や騒音防止事業、民生安定助成事業等を充実強化するとともに、基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、増額措置を講ずること。

3．在日米軍の再編に伴う対応

在日米軍の再編など、基地機能が強化される場合には、関係市町村の意見を尊重するとともに、負担増となる市町村に対しては十分な支援措置を講ずること。

また、移転・返還等にかかる経費の拠出が現行の基地周辺対策に支障を及ぼさぬよう、十分配慮すること。

4．日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不断の運用改善に努めつつ、抜本的な見直しを行うこと。

7 . 治安対策の強化等について

我が国は世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかし、近年の社会経済環境の悪化や、国際化・IT化の進展等に伴い、犯罪発生件数の増加や児童殺傷事件の頻発化、女性・未成年者・高齢者の凶悪犯罪被害の増加など、急速に治安が悪化し、看過できない状況にある。

また、北朝鮮による拉致問題に関しては、依然として安否未確認の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 治安対策の強化

(1) 来日外国人や暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取り組みを強化するとともに、留置場・拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。

また、犯罪防止の観点から毅然たる入国管理体制を確立すること。

(2) 地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番・駐在所の整

備を図ること。

また、警備会社等の活用による地域パトロール等の強化と、国民への意識啓発を推進すること。特に、登下校時の児童の安全確保への取り組みを強化すること。

2．拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致被害者とその家族の支援策の充実を図ること。

8 . 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の一致した願いである。

また、今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 早期の返還実現

北方領土返還のため積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進等に取り組み、北方領土の早期返還を実現すること。

2 . 北方領土隣接地域の復興対策

北方領土問題未解決による影響を直接的に受ける北方領土隣接地域における地域疲弊の解消は、これまでの「地域振興」という視点ではなく、国の責任のもとで「復興対策」として実施すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

9 . 青少年健全育成対策の充実強化について

将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、人間性豊かな社会人になることは、国民共通の願いである。

しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化や高度情報化などにより大きく変化し、青少年が多様な人々との交流や実体験を通じて社会性を育む機会が減少するとともに、インターネット等による有害情報の氾濫など青少年の問題行動を助長する環境悪化が進んでいる。

加えて、青少年による凶悪事件の多発に見られるように犯罪の低年齢化が進んでおり、憂慮すべき事態である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 総合的かつ効果的な青少年育成施策の推進

「青少年育成施策大綱」に基づき、総合的かつ効果的な青少年育成施策を一層推進すること。

2 . 青少年健全育成基本法の制定

表現の自由の保障等に十分配慮しつつ、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にした青少年健全育成基本法を早急に制定すること。

3 . 青少年の非行・犯罪防止対策の充実

相談体制の整備や関係機関の連携を強化するなど、青少年の非行や犯罪の防止対策を充実すること。

10．人権救済制度の確立について

21世紀は「人権の世紀」とも言われ、基本的人権の尊重は、大きな国際的潮流となっており、我が国においても、人権問題への新たな取り組みが重要な課題となっている。

人権問題については、これまで国及び地方公共団体が主体的かつ精力的に取り組み、また国民一人ひとりの努力により、着実な進展を見せているものの、差別意識の解消に長い時間を要する等、依然として積み残された課題は多い。

また、情報通信技術の発達に伴い、インターネット等を利用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害の事例も散見される。

よって、国におかれては、差別意識の解消に向けた人権教育及び人権啓発を推進するとともに、独立性が高く、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

11 . 都市税源等の充実強化について

地方分権改革の進展に伴い、多くの地方自治体においては、行政能力の向上や財政基盤の強化を図るため、行財政改革や市町村合併を進めている。

このような中、活力と個性のある地域社会を実現するためには、自主財源を中心とした税財政基盤を確立することが不可欠であり、地方分権の理念に沿って、地域住民から見てもわかりやすい「受益」と「負担」の税財政構造にすることが極めて重要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地方分権改革に伴う大幅な税源移譲の実現

(1) 地方分権改革を一層推進するため、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分を、まずは5 : 5 とし、将来的には4 : 6 となるよう、国税から地方税への大幅な税源移譲を行うこと。

これにより、地方交付税に依存せず、自主的な財政運営が可能な地方自治体を増やし、不交付団体の人口を大幅に拡大すること。

(2) 税源移譲に当たっては、少子高齢社会を迎えることによる、地域住民に近い場にある地方自治体が担う行政需要の増大を視野に入れること。

所得税、法人税と並んで基幹税である消費税については、対人サービスに応益的に対応した居住地課税であるとともに、景気変動による伸張性が小さく、さらに地域偏在性も少ないことから、消費税と地方消費税の割合を4 : 1から2 . 5 : 2 . 5にすること。

併せて、所得税から個人住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3 %上乘せするなど、一層の充実強化を図ること。

2 . 都市税源の充実確保

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税である。

昨年、所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲が行われたところであるが、所得課税のあり方に鑑み、所得の発生に応じた税負担となるよう、所得税と同様の現年課税方式とすること。

(2) 固定資産税は、課税客体に偏在性が少なく、市町村における基幹税目であるが、平成18年度の評価替えにおいては大幅な減収が見込まれる等、大変厳しい税収状況にあることから、税収の安定的確保を図ること。

- (3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。
- (4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における環境対策等に要する経費として、また、地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

- (7) 道路運送車両法において、自動車の所有者が自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを要する検査・登録に、構造等変更検査・移転登録、抹消登録を追加すること。

3 . 地方道路目的財源の充実強化

立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど、地方道路目的財源の充実強

化を図ること。

4．基地交付金・調整交付金の増額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ、固定資産税の評価替えの翌年度に、これまで3年ごとに増額されていることに鑑み、増額措置を講ずること。

5．政令指定都市等に対する税制上の優遇措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

6．環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

7．非課税等特別措置の整理縮小

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8．政治団体に対する個人献金の優遇措置の拡大

政治団体に対する個人が拠出する寄附については、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に所得税の優遇措置が限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

12．地方交付税の所要総額の確保について

地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国が定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国どこで生活しても享受できるようにするため、資源の再配分を行う地方自治体の共有財源であり、地方自治体においては、地方税と並び極めて重要な一般財源である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地方交付税の所要総額の確保

地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行うとともに、平成19年度の地方交付税の所要総額を確実に確保すること。

2．削減ありきの地方交付税見直しの断固阻止

最終支出である社会保障費等の具体的な削減方策や規模を示すことなく、中間支出である地方交付税削減の数値目標を設定することは本末転倒であることから、削減ありきの地方交付税の見直しは断固として阻止すること。

3．地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

税源移譲が行われても、税源の偏在性から、都市間の財政力格差の拡大が想定されるため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。

また、税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法第6条の3第2項に基づき、法定率分の引き上げで対応すること。

4．財源保障機能及び財源調整機能の堅持

地方交付税制度を見直す場合においては、あくまで税財源の移譲と一体で行うとともに、財政基盤の脆弱な小都市の財政運営に支障を来たすことのないよう、財源保障機能及び財源調整機能を堅持すること。

5．地方財政計画における決算かい離の是正

地方財政計画と決算とのかい離に関し、平成19年度以降についても、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。

6．地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見

を反映する仕組みの具体化を図ること。

7 . 「中期地方財政ビジョン」の策定

地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を早急に策定すること。

13．国庫補助負担金の整理合理化について

地方分権改革を確実なものにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、国の関与が大きい国庫補助負担金の整理合理化を図り、地方自治体が真に必要なとする分野に限定すべきである。

特に、地方自治体の事務事業として、同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金及び零細補助金等については、速やかに一般財源化するとともに、地方自治体の自主的な対応に委ねることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．補助負担率の引き下げ反対

国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるため、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまで国庫補助負担金そのものを廃止（一般財源化）すること。

2．国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課するものであり、極め

て不合理であるため、早急に廃止すること。

3．地方の自由度・裁量権の拡大

国庫補助負担金の改革と併せて、地方の自由度・裁量権が大幅に拡大するよう、国による地方への関与・規制の撤廃に取り組むこと。

4．同化・定着・定型化している国庫補助金及び零細補助金の一般財源化

地方自治体の自主的な対応に委ねることが適当な分野に係る国庫補助金及び零細補助金については、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等を十分検討した上で、速やかに地方へ一般財源化すること。

14．地方債資金の所要額の確保等について

地方債については、地方自治体の自主性をより高める観点から、平成18年度より許可制から協議制へ移行されたが、地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本整備や個性豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するためにも、現行の融資制度を堅持し、安定した資金である地方債の所要額を確保することが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地方債資金の所要額の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金の所要額を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2．公営企業金融公庫廃止後における新たな枠組みの整備

平成20年度に廃止される公営企業金融公庫後の新たな枠組みの整備に当たっては、地域住民の生活に欠かせない上・下水道、交通、病院をはじめとする公共施設の整備が円滑に実施できるよう、長期・低利の資

金を安定的に供給する公営企業金融公庫の共同債権発行機能を引き続き確保すること。

また、新たな組織が必要な財政基盤を確保できるよう、公営企業金融公庫の資産・負債について確実に承継させること。

国は、これらを可能とする全国ベースの共同資金調達機関として、地方共同法人の設立などの新たな法的枠組みを構築すること。

3．公債費負担対策の拡充

地方自治体の公債費負担の軽減を図るため、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図るとともに、高金利で借り入れた公営企業金融公庫資金については、補償金の負担を求めることなく、低金利の地方債への借換等の拡充を図ること。

なお、政府資金についても、公営企業金融公庫資金と同様の借換措置及び任意の繰上償還を認めること。

4．合併特例債制度の拡充

合併特例債は、市町村合併後のまちづくりを進める上で、必要不可欠な財源であるため、引き続き所要額を確保するとともに、合併市町村全域における公共施設の整備財源として、弾力的な活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。

また、元利償還金については、普通交付税措置に伴

う所要額を確保するとともに、算入率を引き上げるなど、制度の拡充を図ること。

5．地方債の貸付条件の改善

地方債の発行に当たっては、対象事業の拡大や充当率の引き上げ、償還期限の延長等、貸付条件の改善を図ること。

15．地方公営企業の経営健全化等について

地方公営企業は、地域住民の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしているが、多様化する地域住民のニーズや環境問題、さらには規制緩和等の諸問題に対処しなければならず、その経営は極めて厳しい状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．公営企業繰出金の所要額確保等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2．地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化を図るため、各地域に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、地域住民の日常生活に密接に関連する上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。

16．文教施策について

我が国の社会の発展を支える教育は、「国家百年の計」として、国政上の最重要課題に位置付けられているが、子どもたちの学力低下や指導力不足教員の増加など、深刻な問題が顕在化している。

各自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．教職員人事権の移譲について

公立小中学校の教職員人事権を中核市をはじめとする一定の自治体に移譲すること。

また、人事権の移譲に当たっては、人材不足に陥ってしまうことのないよう、広域で一定水準の人材が確保される仕組みを構築すること。

2．教育委員会制度について

教育委員会制度については、地方自治体の判断によ

り、設置の有無を選択できる制度とすること。

3．公立学校施設の耐震化等について

公立学校施設については、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、公立学校施設の耐震化を早急に図るとともに、万全の財政措置を講ずること。

4．学校の安全対策の推進について

学校への不審者の侵入や通学路における事件等が大きな社会問題となっていることから、子どもの安全を守るための各種取り組みに対する財政措置の拡充を図ること。

5．特別支援教育について

特別支援教育の実施に当たっては、必要な教職員定数を確保するとともに、学校のバリアフリー化等施設整備の推進を図ること。

6．生徒指導の充実について

児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、相談体制の整備及び地域における取り組みに対する支援を充実すること。

7．文化財について

埋蔵文化財の保管や史跡の保存整備に係る財政措置を拡充すること。

8．奨学金について

意欲と能力のある者が確実に教育を受けることができるよう、奨学金制度を充実すること。

17．国民健康保険制度等について

国民健康保険は、高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加に加え、昨今の厳しい経済状況による収納率の低下等により、国保財政は憂慮すべき状況にある。

一方、政府においては、新たな高齢者医療制度の創設や、高齢者の負担増などを盛り込んだ医療制度改革を進めているが、国保財政の厳しい現状を打開するためには、制度の抜本的な見直しが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．医療保険制度の改革について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- (2) 「後期高齢者医療広域連合」の設立・運営に要する経費に対しては、十分な財政措置を講ずるとともに、国・都道府県の財政責任を確実に果たすこと。
- (3) 療養病床の再編成に当たっては、療養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退院時の

相談・支援など、利用者や関係者の不安を解消するための体制の整備を図ること。

2．財政基盤強化等について

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、保険基盤安定制度、高額医療費共同事業等の財政措置の強化を図ること。
- (2) 市町村国保に義務づけられる健診・保健指導や、被保険者証の個人カード化など、増大する事務負担に対して十分な財政措置を講ずること。
- (3) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。

3．被用者保険の資格得喪情報について

被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報提供がなされるよう指導すること。

18．介護保険制度について

介護保険制度は、平成12年4月の制度発足以降、老後における介護の不安に応える社会システムとして定着してきたが、高齢化の進展や利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

このため、持続可能な制度への再構築に向け、平成17年6月に制度改正がなされたところであるが、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられ、今後の高齢社会に対応できる制度とするためには、実態に即した更なる見直しと、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．介護サービス基盤整備について

特別養護老人ホーム等の施設整備、介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備に対する財政措置の拡充を図ること。

2．財政措置について

- (1) 介護給付費における国の負担分25%のうち、5%配分されている調整交付金を別枠として措置すること。
- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県

の負担とすること。

3．介護予防について

新予防給付及び地域支援事業に係る経費については、保険者や被保険者への負担転嫁とならないよう、適切な財政措置を講ずること。

4．低所得者対策について

国が実施している保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策の更なる充実を図ること。

5．保険給付について

サービス内容、介護費用の適正化を積極的に推進するため、適正化特別対策事業に対する財政措置の拡充を図ること。

6．その他

- (1) 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合の検討に当たっては、保険者である市町村の意見を十分尊重すること。
- (2) 制度改革に伴う電算システムの改修経費等に対し、十分な財政措置を講ずること。

19．少子化対策等について

平成17年においては、出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した。

合計特殊出生率は1.25と、5年連続で過去最低を更新し、我が国の少子化傾向は深刻さを増している。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．児童福祉等について

- (1) 各自治体が策定した「次世代育成支援行動計画」が遂行できるよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 待機児童の解消及び延長・休日保育、一時保育等多様な保育サービスの提供を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を充実するため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 乳幼児医療費に対する助成制度を創設すること。
- (5) 育児・介護休業給付の給付率を引き上げるとともに、制度の更なる拡充を図ること。

- (6) 子育て世帯に対する税制上の支援制度の充実を図ること。
- (7) 児童手当制度については、国の責任において更なる拡充を図ること。
- (8) 児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大すること。
- (9) 母子家庭等自立支援対策の充実を図ること。
- (10) 妊婦健康診査に要する費用の保険適用を図るなど、負担軽減措置を講ずること。

2 . 認定こども園等について

- (1) 認定こども園が、利用者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわらず教育・保育等が実施できるよう、運営費、施設整備費等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 認定こども園の地域における子育て支援事業が、適切に行われるよう所要の財政措置を講ずること。
- (3) 幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園時の保護者負担の軽減や幼稚園就園奨励事業に対する財政措置の拡充を図ること。

3 . 児童相談体制について

改正児童福祉法により、市町村の業務として明記された児童家庭相談については、職員配置基準等が明確にされていないことから、市町村間の取り組み格差を

解消するため、具体的な指針等を示すとともに、所要の財政措置を講ずること。

20．社会福祉施策について

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者福祉や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．障害者福祉について

(1) 障害者自立支援法による障害者保健福祉の実施については、障害者の特性に合わせたサービスが適切に利用できるよう施策の充実を図ること。

また、利用者負担減免制度の導入等により、きめ細かな低所得者対策を講ずること。

(2) 障害者福祉サービスの基盤整備事業に対して十分な財政措置を講ずること。

2．生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を堅持するとともに、級地区分については、地域の実情に即して設定すること。

3．年金制度について

- (1) 基礎年金に対する国庫負担率 2 分の 1 への引き上げを確実に実施すること。
- (2) 国民皆年金の観点から未加入・未納者を解消するため、公的年金の広報等、普及活動の一層の強化を図ること。

21 . 地域医療保健施策について

急速な高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医師不足・偏在の問題の深刻化など、地域医療保健をとりまく環境は大きく変化しており、良質かつ適切なサービスの提供体制の整備が喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地域医療について

- (1) 地域の医師不足・偏在を解消するため、病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大を図ること。
- (4) 自治体病院に係る地方交付税措置の充実強化を図ること。

また、病院事業債の所要額を確保するとともに、高

金利時代に借り入れた病院事業債の負担軽減措置を講ずること。

(5) 災害発生時の防災拠点施設となる災害拠点病院等の耐震化事業に対する財政措置の拡充を図ること。

(6) 非課税とされている医療に係る消費税については、実質病院負担とならないよう早急に対策を講ずること。

2 . 感染症対策について

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備を推進すること。

3 . 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化、更新・改良事業等に対する財政措置の充実を図ること。

22．雇用対策について

我が国の雇用環境については、総務省が発表した本年5月の労働力調査によると完全失業者は277万人、完全失業率は4.0%と依然として厳しい状況にあり、雇用対策の充実が求められる。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地域雇用対策について

地域住民の雇用と豊かな暮らしを確保するため、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地域における雇用安定・創出の取り組みに対する支援を充実すること。

2．若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

23．生活環境施策について

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動によって生ずる大気、水、土壌などへの環境負荷が増大している。

各自治体においては、環境保全対策、循環型社会への転換を図るための廃棄物処理施設の整備、リサイクル及び廃棄物の減量化等、一層の生活環境施設の整備促進が求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．地球温暖化対策について

「京都議定書」の目標達成に向け、効果的な温室効果ガス削減・排出抑制策を講ずること。

2．廃棄物処理対策等について

(1) 循環型社会の基盤整備を推進するため、廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 廃棄物の不法投棄については、「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づき実効ある施策を展開するとともに、廃棄物処理法と各種リサイクル関連法の整備に

より、不適正処理の防止対策を講ずること。

- (3) 産業廃棄物処理施設等による環境汚染等の深刻な事態が発生している自治体もあることから、処理場の立地規制、処理場閉鎖後の安全管理、情報公開など安全で環境に影響を及ぼさない制度を確立すること。

また、排出者責任の原則を強化し、処理コスト・処理責任の実効性を確保すること。

3 . 容器包装リサイクル法について

- (1) 不法投棄の防止、回収率の向上のため、デポジット制度を導入するとともに、市町村が行う分別収集等の経費に対して適切な財政措置を講ずること。
- (2) 循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、リターナブル容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進すること。

4 . 家電リサイクル法について

- (1) リサイクル料金の後払い制が不法投棄の要因となっていることから、販売時における前払い制とするとともに、前払い料金の管理システムを構築すること。
- (2) 地方自治体が収集した不法投棄家電製品のリサイクル費用については、拡大生産者責任の考え方に則り、製造業者の負担とすること。
- (3) 製品の開発・製造段階において、耐用性の向上、部品の簡素化、リサイクルの容易さ等に心がけるよう関

係業界への指導を行うこと。

- (4) 製造業者ごとに2つのグループに分かれている指定引取場所を統一するとともに、指定引取場所の増設を含め適正な配置を行うこと。

5 . アスベスト対策について

- (1) 学校、医療などの公共施設におけるアスベスト対策を推進するとともに、所要の財政措置を講ずること。
- (2) アスベストの使用実態調査を継続し、適切に情報提供を行うとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。
- (3) 建築物の老朽化等により、今後、アスベスト廃棄物が大量発生することが予測されることから、無害化処理を促進するとともに、不適正処理対策を強化すること。

24．農林漁業振興対策について

農林漁業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林漁業は労働力の高齢化、構造改革の立遅れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地や森林の荒廃が進行している。

政府は「食料・農業・農村基本計画」が策定されたことを始めとして、現在、「森林・林業基本計画」及び「水産基本計画」の見直しの検討を行っているが、農林漁業の持続的な発展のためには、農地・農業用水、森林、海洋生物資源等の適正な保全・管理、及び担い手の育成・確保と共に、食料自給率向上等が不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．農業振興対策について

(1) 農業の持続的な発展に関する施策について

品目横断的経営安定対策の導入に当たっては、集落営農の組織化・法人化等による担い手の育成・確保の推進をはじめとする農業構造改革を推進すること。

また、中山間地域において耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下を防止するための中山間地域等直

接支払制度の拡充を図ること。

(2) 農村の振興に関する施策について

地域における農地・農業用水等の資源及び農村環境の保全・質的向上に資する施策を積極的に推進すること。

(3) 米の消費拡大について

「日本型食生活」の実現のため、米飯給食など米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。

2. 林業振興対策について

(1) 森林・林業基本計画に基づく施策について

国土の保全、水源の涵養等、森林のもつ重要な役割を維持するため、森林・林業基本計画に定める「森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」が着実に達成されるよう、新しい基本計画においても万全の施策を推進すること。

(2) 地球温暖化対策について

京都議定書の目標実現に向け、環境税の導入等を含めた実効ある施策を推進すること。

森林による二酸化炭素吸収量の確保を目的とした「地球温暖化防止森林吸収源 10 力年対策」が進められているが、平成 17 年から 19 年までの第 2 ステップを着実に推進し、治山対策を効果的・効率的に推進すること。

(3) 木材利用の促進について

学校校舎や空港など大型公共施設への地域材利用に向け、関係省庁の枠を超えた計画を推進するとともに、木材価格の安定に向けた支援策を確立すること。木質資源の利用の多角化を促進するため、木材利用に関する国民への啓発活動を積極的に行うことと伴に、木質バイオマス利用を推進すること。

(4) 鉱業法改正の検討について

自然環境の保全等のため、鉱業法を自然公園法、森林法など関係法令に配慮したものとするとともに、出願の受理に当たっては、自然保護に努力を重ねている関係市町村との事前協議を義務付けること。

3 . 漁業振興対策について

水産基本計画の見直しに当たっては、さらなる漁村地域の振興及び環境・生態系の保全を重視した施策の展開を図ること。

4 . 農林漁業等共通対策について

(1) 担い手の確保・育成について

農林漁業等を維持し、持続的かつ健全なる発展のため、担い手の確保・育成対策の拡充強化を図ること。

(2) WTO交渉について

WTO（世界貿易機関）交渉においては、我が国の農林漁業等の厳しい現状を十分に考慮し、農林漁業等の

安定・発展に資するよう努めること。

(3) 燃油価格の高騰について

農林漁業者の経営安定に資するため、燃油価格高騰に対する具体的な抑制政策及び農林漁業者等への支援など、関係省庁間の連携のもと、燃油価格高騰に対する支援策の一層の拡充強化を図ること。

25．食の安全及び消費者の信頼確保対策について

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、BSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生などにより、食の安全に対する国民の不安が広がっている。

国においては、食品の安全・安心に向けリスク管理・表示の適正化を徹底するとともに、消費者等とのリスクコミュニケーションを推進しているが、消費者の信頼回復を図るためには、より一層の取り組みが求められている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．食の安全について

- (1) 食に対する安全と安心を確保するため、リスク評価・管理を着実に実施するとともに、表示の適正化を一層推進すること。
- (2) 消費者の信頼を確保するため、食品の生産・加工・流通等の各段階で情報追跡ができるトレーサビリティシステムの普及を促進すること。
- (3) 輸入牛肉については、国の責任において、安全・安心が確保されるよう万全の対策を講ずること。
- (4) 地方公共団体が実施するBSE対策への財政措置を

引き続き行うこと。

2 . 高病原性鳥インフルエンザ対策について

- (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、新たな発生を防止するため、感染経路の解明、防疫対応の徹底等のまん延防止対策の強化を図ること。
- (2) 地方公共団体が実施する高病原性鳥インフルエンザ対策への財政措置を引き続き行うこと。

26 . 中小企業対策等について

我が国全体の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業の景況は一進一退の状況にある。

我が国経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大をより確かなものとする必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 中小企業への支援について

- (1) 創業や新たな事業活動によって市場に挑戦する個人や中小企業に対し、中小企業等基盤強化税制やベンチャーファンドなど、中小企業新事業活動促進法に基づく支援を促進すること。
- (2) 中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、金融セーフティネット対策を拡充するとともに、新たな資金調達手段の拡大を図ること。
- (3) 「産業活力再生特別措置法」に基づく中小企業の再生支援関連事業を拡充すること。

2 . 地域ブランドの保護について

地域団体商標登録制度が本年4月より導入されたと

ころであるが、地域ブランドに対する意識喚起、取り組みの促進等を強く図ること。

3．地域再生について

地域経済の活性化及び地域雇用の創造のため、地域の自然環境、地場産業、観光資源等を活用した地域再生計画の策定を促し、その実現に資する積極的な支援を行うこと。

4．皮革排水処理経費について

皮革関連事業者の排出する皮革排水については、関係市町村が処理を行い水質浄化に努めているが、処理に要する費用が大きな財政負担となっていることから、皮革排水処理に対する支援制度を創設すること。

27．資源エネルギー対策について

我が国のエネルギー需要は、ほぼ一貫して増加基調で推移しているが、二酸化炭素排出量の抑制や、新エネルギー導入の必要性が求められている。

このような中、経済発展や国民生活に大きな役割を果たしている資源エネルギーの安定的供給と環境への適合を図ることが重要な課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．新エネルギーについて

太陽光発電、風力発電などの新エネルギーは環境問題への対応に資すると共に、エネルギーの安定供給の確保が可能であることから、普及に向けた積極的な支援を図ること。

2．原子力発電施設及び石油貯蔵施設等について

- (1) 原子力発電施設及び石油貯蔵施設等の安全・防災対策の充実により、万全の安全体制を確立すること。
- (2) 電源立地地域対策交付金制度、石油貯蔵施設立地対策等交付金制度の拡充強化を図ること。

3．石炭対策について

- (1) 日本の高度な炭鉱技術の海外移転を推進する炭鉱技術移転五ヶ年計画の延長を図ること。
- (2) 産炭地域の特別な財政需要に伴い、地方交付税等の財政支援措置の充実強化を図ること。

28．治山事業の実施について

近年、多発している集中豪雨や台風等による災害は、日本列島各地に甚大な被害をもたらしている。

これらの災害を未然に防止し、人家、耕地等を守るためには、山地流域における荒廃地域の保全及び森林の維持造成などが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1．国民の生命と財産を災害から守るため、治山事業の充実強化を図ること。
- 2．中山間地での災害対策の確立を早急に図るとともに、災害関連緊急治山事業を速やかに実施すること。

29 . 自然災害対策の推進について

日本は、地理的・気象的条件により、地震や津波、火山噴火、豪雨などの自然災害が多発する国である。

昨年においては、千葉県北西部や宮城県沖を震源とする地震等の発生、更に「台風 14 号に伴う集中豪雨」や「平成 18 年豪雪」の発生により、人々の尊い命が奪われるとともに、人家やライフライン等に甚大な被害を及ぼしている。

国においては、地震防災上、緊急に整備すべき施策等の整備促進を図るとともに、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づき、自然災害対策の推進が図られているところである。

これら自然災害対策の施策を推進し、国民が安心して生活のできる地域の実現を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 地震・津波災害対策について

「大規模地震対策特別措置法」及び「東南海・南海地震対策特別措置法」等に基づく地震防災対策事業及び高潮・津波対策事業の実施に必要な財政措置を講じること。

2．砂防・治水対策について

- (1) 「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づく各種施策を積極的に推進すること。
- (2) 水害・土砂災害対策の施策を充実するとともに、治水事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 急傾斜地崩壊対策等事業については、がけ崩れ危険箇所の増加抑制等に向けた施策を充実するとともに、急傾斜地崩壊対策等事業の推進に必要な予算を確保すること。

3．雪害対策について

豪雪による除排雪経費等の急増に対して、財政措置の拡充強化を図ること。また、豪雪地帯における安全安心な地域づくりに資するため、克雪住宅、福祉施策と連携した冬期居住施設等の整備促進を図ること。

4．被災者生活再建支援法等について

- (1) 居住安定支援制度に基づく支援金については、住宅本体の建築費及び補修費を支給対象とすること。
- (2) 生活関連経費について、半壊や一部損壊した住宅も支給対象とすること。
- (3) 支給対象となる所得・年齢要件は撤廃し、支給額を引き上げること。

- (4) 災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」については、早期に同法から分離し、独自の制度として確立すること。
- (5) 被災後の住宅の再建を支援する住宅再建共済制度を創設すること。
- (6) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金については、要件の緩和を図ること。
- (7) 災害復旧は国の責務であることから、国の負担割合を現行の2分の1から引き上げること。

30．各種交通ネットワーク整備の推進について

道路や鉄道、空港、港湾施設など各種交通ネットワークは、地域間格差の更正をはじめ、住民生活の利便性を向上させるとともに、物流の効率化などに資する重要な社会資本として我が国の経済・社会活動を支えている。

今後も、ニーズの多様化や地域の産業・経済の発展ため、各種交通ネットワークの整備促進を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．道路整備の促進について

- (1) 高速自動車国道の建設については、国の責任において、整備計画区間の早期完成を図るとともに、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路を併せた高規格幹線道路網の早期完成を図ること。
- (2) 高速道路と一体になって道路交通体系をなす地域高規格道路の整備を推進すること。
- (3) 道路整備を推進するため、受益者負担の原則に則り、道路特定財源を確保するとともに、全額を道路整備費に充当すること。

さらに、自動車重量税の譲与割合を引き上げること。

- (4) 未だ整備率が低い水準にある地方の一般国道の整備を促進するとともに、交通混雑の解消等を図るため、バイパス・環状道路の整備及び道路の拡幅整備を促進すること。

2 . 鉄道交通網整備の推進について

- (1) 整備新幹線の基本計画線については、早期に整備計画線とし、全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。
- (2) 整備計画線の未着工区間については、整備スケジュールを明確化し、全線フル規格での早期着工を図ること。

なお、整備新幹線の建設に当たっては、公共事業費の重点配分による建設財源を確保するとともに、地元負担に対する財政措置の充実強化を図ること。

- (3) 新幹線と在来線間の直通運転を可能とするフリーゲージトレイン(軌間可変電車)の技術開発を推進すること。
- (4) 経営分離後の並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の無償譲渡などの支援策について十分な財政措置を講じること。
- (5) 脱線事故を未然に防止する自動列車停止装置(ATS)等の設置を推進し、より一層の安全対策を図ること。

3 . 地方バス路線維持対策について

生活交通確保対策のため、地方バス路線対策事業に

対する財政措置の充実を図ること。

4．空港整備の推進について

- (1) 一般空港においては、滑走路の新設・延長及び耐震化等の航空保安施設の充実を図るとともに、周辺地域の環境基盤整備を推進すること。
- (2) 離島航空路の維持確保を図るための「離島空路整備法」(仮称) を制定すること。さらに、離島航空路線の拡充強化、航空保安業務提携時間の延長及び離島空港の整備促進を図ること。

また、離島航空路線に就航する航空機の購入費について財政措置の拡充を図ること。

- (3) 空港へ連絡するアクセス鉄道の整備など空港アクセス等航空サービス高度化推進事業を推進すること。

5．港湾整備等の推進について

- (1) 国際競争力の強化のため、国際海上コンテナ輸送等の効率化、準国内物流システムの構築及び港湾サービスの高度化・活性化などの物流改革を推進すること。
- (2) 港湾を核とした静脈物流システムの構築や廃棄物海面処分場の確保など港湾の良好な自然環境の形成を図ること。

31 . 都市基盤整備の推進について

地域住民に安全で快適な生活環境を提供する都市基盤機能は、諸外国と比べ、未だ立ち遅れた状況にあり、今後も着実な整備の推進が必要である。

また、地域の中核を担う中心市街地は、空洞化や衰退が深刻化しており、大半の都市では、人口・商業・事業所の中心市街地に対するシェアの低下傾向に歯止めがかからず、中心市街地の再生は喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 . 中心市街地活性化の推進について

中心市街地活性化事業の各種施策を積極的に推進するとともに、中心市街地活性化事業についての財政措置の充実を図ること。

2 . 下水道整備の推進について

良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が遅れている中小市町村の下水道整備を推進するとともに、構造面での耐震化を図ること。

3．都市公園等事業の推進について

豊かな居住環境の形成を図るため、都市公園の整備、都市緑化、緑地保全施策等を推進すること。また、災害時に避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備を推進すること。

4．耐震強度偽装問題に係る支援策について

- (1) 耐震強度偽装問題に係わる被害住民に対する経済的支援やマンションの解体、建て替えに要する経費など国は自らの責任を十分認識し、その責任に応じた実効性ある支援策を講じること。
- (2) 一般個人住宅の耐震補強工事の促進を図るため、国として経済的な支援制度を早期に創設すること。

32．観光立国の推進について

観光立国への推進は、我が国の経済の景気回復に資するとともに、雇用の拡大、地域経済の活性化を図るうえからも、重要な課題となっている。

こうした中、我が国は、観光先進国といわれる諸外国と比べ、各種交通網や案内標識等による観光案内機能など、観光振興に必要な社会資本の整備が立ち遅れている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1．平成 15 年 7 月に決定された「観光立国行動計画」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。
- 2．名所・旧跡に限ることなく、各地域が持つ魅力を向上させ観光に活用する「一地域一観光」を推進すること。
- 3．地元自治体など観光関係者が行う、観光を軸とした良好な地域づくりに対し、ソフト・ハード両面による総合的な支援を行うこと。
- 4．旅行者を招き入れるために必要不可欠な旅客輸送の充実を図るため、各種交通網の整備を積極的に推進すること。
- 5．外国人旅行者の誘致促進を図るため、入国審査手続の円滑化を図ること。